

第54回岩手県国土利用計画審議会会議録

日 時 平成 23 年 1 月 21 日（金）
午後 1 時 30 分～午後 4 時 15 分
場 所 盛岡地区合同庁舎 8 階講堂B

出席委員

市 原 裕 子	委員	岩手森林インストラクター
伊 藤 悦 子	委員	岩手県農業農村指導士協会副会長
井良沢 道 也	委員	岩手大学農学部准教授
岩 部 茂	委員	岩手県町村会理事（九戸村長）
川 原 久 子	委員	矢巾町商工会議所女性部員
菊 池 幸 子	委員	環境省自然公園指導員
熊 谷 富民子	委員	JA 女性組織協議会会長
坂 本 ゆ り	委員	岩手県教育委員会委員
清 水 幹 夫	委員	不動産鑑定士
庄 司 知恵子	委員	岩手県立大学社会福祉学部講師
高 橋 早 弓	委員	岩手県森林・林業会議理事
豊 島 正 幸	委員	岩手県立大学総合政策学部教授
長 澤 由喜子	委員	岩手大学教育学部長
南 正 昭	委員	岩手大学工学部教授
山 添 勝 寛	委員	(株)岩手日報社専務取締役総務局長
若 生 和 江	委員	岩手県環境アドバイザー

1 開 会

〔事務局〕（千葉環境影響評価・土地利用担当課長）

本日はお忙しい中、当審議会にご出席をいただきましてありがとうございます。ただ今から第54回岩手県国土利用計画審議会を開催いたします。

まず会議の成立について報告いたします。17名中16名の委員に出席していただき、半数以上の出席ということで、条例の規定に基づき、本審議会は成立していることを報告いたします。

今回は11月1日の改選後初めての審議会でありまして、これまでは会長の選任で1回開いて、その後に計画変更の案件であらためて開くということにしておりましたが、皆様ご多忙の方が多いということもございまして、年内に開催していたものを1月にずらして、

案件の審査も 2 月に行っていたものを少し前倒しした形で、合わせて 1 回で済ませるとい
う日程にいたしましたので、ご了承くださいたいと思います。

また、この審議会につきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づきまし
て、特に秘匿する内容もございませんので、従来通り公開することとして進めさせていた
だきたいと思います。

また、この会場は広い割にはマイクの設備がございません。大変申し訳ありませんが、
ご発言の際にはなるべく大きい声でお願いしたいと思います。

本日の日程ですが、2 時間弱くらいで終了の予定にしております。

続きまして資料の確認ですが、資料につきましてはあらかじめ送付しておりまして、お
持ちいただくようお願いしておりましたが、よろしいでしょうか。それから、差し替え
が 2 枚ございまして、資料 NO.5 のものですが、こちらはお配りしておりましたので、差し
替えということをお願いいたします。

それでは、次第に従って進めさせていただきます。

2 挨拶

[事務局] (千葉環境影響評価・土地利用担当課長)

次第の 2 でございますが、ご挨拶ということで、はじめに松川環境生活部長からご挨拶
を申し上げます。

[事務局] (松川環境生活部長)

(挨拶)

[事務局] (千葉環境影響評価・土地利用担当課長)

続きまして、議事に入ります前に、事務局から委員の紹介をさせていただきます。

3 委員紹介

[事務局] (吉田総括課長)

環境保全課総括課長の吉田でございます。本日の審議会は、11 月 1 日付で当審議会にご
就任していただきましてから、第 1 回目の審議会でございますので、私から名簿の順に委
員の皆様を紹介させていただきます。

(委員名簿に従って紹介)

続きまして事務局の出席者を紹介させていただきます。

改めまして環境生活部長の松川でございます。

農林水産部農業振興課 高橋農地・交流担当課長でございます。

森林整備課 山本技術主幹兼計画担当課長でございます。

森林保全課 石井保全・治山林道担当課でございます。

県土整備部都市計画課 横山計画整備担当課長でございます。
環境生活部自然保護課 千葉自然公園担当課長でございます。
環境保全課 千葉主幹兼環境影響評価・土地利用担当課長でございます。
同じく川守主査でございます。
松川主査でございます。
小山主任でございます。
小野寺主事でございます。

4 議 事

(1)会長の選任

[事務局] (千葉環境影響評価・土地利用担当課長)

それでは議事に入らせていただきますが、松川部長におきましては、所用のため退席させていただきますのでご了承願います。

それでは議事(1)に入らせていただきます。会長の選任でございますが、当審議会条例第4条第1項の規定により委員の互選となっておりますが、いかがでしょうか。

(「事務局一任」の声)

事務局一任の声がございましたが、よろしいでしょうか。

それでは私どもの腹案を申し上げます。会長につきましては、これまでお願いしておりました豊島委員に、事実上留任という形でお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

ご異議がないようですので、会長は豊島委員にお願いしたいと思っております。それでは、議事の進行につきましては、当審議会条例の規定によって会長が務めることとされておりますので、豊島委員には早速ですが会長席の方に移動していただきたいと思っております。以後の進行につきましては、会長にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

[豊島会長]

豊島です。2期目を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

名簿をご覧ください。ご覧のとおり多くの分野の委員が集まっている会でございます。ここまで多くの分野を含む審議会は他にあまりないのではないかと考えております。この審議会の1期目を務めた感想ですけれども、当審議会の最大の特徴は何かと申しますと、「土地利用」という、この視点だと思います。この審議会の名前も「国土利用計画審議会」でございますが、それぞれの分野、農業、林業、さまざまな分野がありますけれども、それがよって立つところが「土地」であって、つまり土地が有限なものであるがために、利用調整あるいは県土としての土地利用の比率、あるべき比率を、社会情勢を睨みながらどう設定して、それにどう近づけていくか、言わば大枠を作る審議会であると理解しております。私もまだまだ理解が十分でないところがありますが、どうぞよろしくお願いたします。

(2)会長職務代理者の指名

[豊島会長]

では、議事(2)会長職務代理者の指名ですが、審議会条例第4条第3項の規定により、私から指名させていただきます。会長職務代理者は、引き続き長澤委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。よろしくお願ひいたします。

次に、審議会条例第5条第2項の規定に基づきまして、会議録署名委員というものを設けております。これも私から指名させていただきます。名簿順にお願いしたいと思います。今回は伊藤委員、井良沢委員にお願いしたいと思います。

※岩手県国土利用計画審議会の所掌事項について

※国土利用計画岩手県計画の概要について

[豊島会長]

続きまして、※のところですが、「岩手県国土利用計画審議会の所掌事項について」、「国土利用計画岩手県計画の概要について」、事務局から説明をお願いいたします。

[事務局] (小野寺主事)

(説明)

[豊島会長]

ありがとうございました。事務局より、この審議会の所掌事項及び国土利用計画岩手県計画の概要について説明がありました。説明の中にもありましたが、平成29年という目標年次に向けて、それぞれの土地利用がこういうふうになる見込みである、また、そこから大きく外れないようにこれからの一年一年の土地利用を調整していく、ということで理解しております。

それではただ今の説明に関して質問はございませんでしょうか。

ないようですので、次に進みたいと思います。

[豊島会長]

議事の(3)です。「岩手県土地利用基本計画(計画図)の変更について」に移ります。これは先ほど所掌事項のところの説明がありましたように、知事が定めた土地利用基本計画に変更がある場合に、指針に合っているかどうか、これを審議することになります。では、事務局から説明をお願いします。

※岩手県土地利用基本計画の概要について

[事務局] (川守主査)

(説明)

[事務局] (千葉環境影響評価・土地利用担当課長)

これから案件の説明に入るわけですが、そのための諮問書の写しをここでお配りしたいと思います。

(諮問書を配布)

今お渡ししましたのは、諮問書の写しでございますが、本来ですとここに知事が参りまして豊島会長に原本を手渡すような儀式が昔であればあったのですが、現在は省略しております。そういう形で今諮問が行われたということで、原本は事務局で保管しております。

案件の説明の前にもう一件、審議会の役割と言いますか、どういうことを審議したらいいのかということが常々話題になるものですから、そのあたりを少しお話させていただきます。その辺の話は昨年度までにも度々出てきているのですが、今回の案件は「計画図」の審査だけでございます。昨年は、「計画書」、本文の改正がございましたので、この文が良いとか悪いとか、はっきり見えたということがございます。ただ、今回は「計画図」ということで、図面の変更でございますので、どこをチェックしたらいいのかということが言われていまして、先ほど五地域の説明がございましたが、この五地域区分の面積の変更が、上位計画であります国土利用計画岩手県計画、先ほどの説明では本文の表が示されましたが、そういったところを、実際の土地の動きを検証と言いますか、計画に沿った形で推移しているかというようなこともよく見ていただきたいということでございます。ということで、いつも特に森林の減少につきましては、林地開発が多くありまして、いわゆる開発審査のような様相を呈してくる場合もございますが、開発が良いかどうかというよりも、その底地になっているところの使い方が正しいかどうか、適切かどうかというところを審議していただきたいと考えております。

特に、先ほどは説明がありませんでしたが、いわゆる「白地地域」というのがございまして、資料 NO.2 の 2 ページの表ところに白地地域で「8,403ha」とありますが、これは五地域のどこにも属さないところ、色が無いので「白地」ということですが、これはどういうことかと言うと、都市計画法その他の土地規制法の網が被らない場所ということで、できるだけこのような地域が発生しないようにと、国交省からも強い助言をいただいているところでございまして、そういったところが今回の案件で発生するところがあるのですが、それは後でご説明しますが、できるだけ作らないように、もし出てくるとすれば何かそれに対応するような措置が考えられるかと、そのあたりも説明いたしまして、ご審議いただくということで、お願いしたいと思います。そういうことで、なかなか、「図面を変えるだけだったら、そんなことを言っていないで変えたらいいじゃないか」ということではなく、なるべく実のある審議をしていきたいということで、お話しさせていただきました。

[豊島会長]

ここで質問を受けたいと思います。ただ今ご説明がありましたが、度々「五地域」という言葉がでてきます。都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域という、五地域というのが頻繁に出て参ります。やはり今回の案件の土地利用基本計画の計画図の変更についても、この五地域の線引きに変更が生じている、これが土地利用基本計画に合っているのかという点で、これから審議していただくということでございます。今までの説明のところで何か疑問点等ございましたらどうぞ。

[菊池委員]

資料が送られてきたのが昨日でしたけども、突然送られてきて、資料の図面などを見たときに、この変更に賛成していいのかどうか、よくわからなかったです。審議すると言っても、この資料を見て、現地に行くわけでもないし、確認する余地がないと思っているのですが、それでもこの審議会の意味があるのでしょうか。

[千葉環境影響評価・土地利用担当課長]

審議資料については、なるべく早めにお届けして、少し時間を置くようにはできるだけしたいと思っておりましたが、今回は先ほどご説明したとおり昨年度よりも少し早い日程設定をしておりましたので、あまり余裕なく開催になってしまったのは申し訳なく思っております。

それから、これから案件ごとの説明をいたします。説明をした上で、ご判断いただくということで、お願いしたいと思っております。

[豊島会長]

私も図面だけではどうも理解できません。やはり今日のこの場でご説明をいただきながら、お考えいただきたいということかと思えます。

[菊池委員]

であれば、判定は後程になるのではないですか。当日なのですか。

[豊島会長]

これから事務局から説明がありますので、その段階で、ということになると思います。

その他には今までの説明に関してご質問ございませんか。ないようですので、さっそく(3)岩手県土地利用基本計画の変更について、説明に入っていきます。

(3)岩手県土地利用基本計画(計画図)の変更について

[事務局] (小山主任)

(説明)

※森林地域の変遷について

[事務局] (千葉環境影響評価・土地利用担当課長)

(説明)

[豊島会長]

ありがとうございました。図面の説明と、森林地域を例にとつての、目標年である 29 年までの動向、2 つの説明があったかと思ひます。

この図面に関してですが、私の理解している範囲で、少し解説をさせていただきたいと思ひます。例えば、変更区域図 1 の図面をご覧ください。これが一番わかりやすいかと思ひましたので、若干解説を加えさせていただきます。事務局には、もし間違っていたら訂正をお願いします。図面の中央に赤い線で括られたところがあります。これは現在「都市地域」というところ、つまり、その左上の方の集落があるところと一連の、都市地域として設定されている区域であるということです。ただ、下の空中写真を見ますと、半分くらいは森林で、あと半分くらいは農地があつて、点々と家屋があるという現況ではあります。当初の設定では都市地域、つまり都市計画法によって土地利用が規制されるというエリアであつたということが一つです。それをこの度、地元の基盤整備事業が入るということで、都市地域の状態では基盤整備事業は入れない、と言うのも、都市地域は都市計画法によって都市的な整備をやっていくところである、その中において利用調整はどういうことになるかという、農地と都市的土地利用が重なつた時には、そのエリアは都市地域としての土地利用を優先するというものですから、このままでは基盤整備事業は入れない。そこで都市地域の範囲をこのたび農業地域にする、それがよろしいでしょうかと、そういうことになります。それについては地元の意向が「ここは農業地域としたい」という意向で、上位計画として全体を見回したときに、計画から大きく逸脱するものでなければ良いだろうと、そういうこととさせていただきます。

いかがでしょうか、ますますわからなくなりましたか。

[菊池委員]

今解説していただいて、確かなるほどと思ひます。確かにこの審議会は、土地利用基本計画の話であつて、高度成長期であればなるほどと思ひますけど、変更区域図 1 の山などは、これを削つてまで開かなければならない地区なのかな、と思ひます。その意味で、こういう審議をするにあつては、私はわざわざ久慈まで行って確認するということはな

いですが、少なくとも近隣の委員さん達が、私であれば近くは北上ですが、確認できる範囲でもいいのかと思います。審議会とかこういう会議を開くにあたっては、単にここで1時間や2時間の話ではなくて、県土をどうするかという話になったときに、それから土地のことだけを見て考えるのではなく、つい何日か前には岩手県の人口が減少してきているというのを見まして、これが例えば整備されたほうが人口が増えるのか、山として残した方が岩手県としては良いのかと考えたときに、私はやはり森林があったほうが良いと思います。新任委員として、県がどうやって物事を決めているのかという関心のもとに参加させてもらっておりますので、不適切な意見かもしれませんが、岩手県の土地の計画等に携わる機会を得させていただいたことはとてもありがたいと思うのですが、今後の岩手県の人口とか、何を残していったらいいのかということを考えてときに、そのあたりを踏まえて参加しているわけではないんですね。この図の森林が植林されたところなのか、雑木林なのかもよくわかりませんし、森林というのは、スギやアカマツなど、昔は何もなかったところに植えたから森林になったところもあるのであって、その辺のところも、森林というのは何をもちいて森林なのかということも私にはよくわからなくて、何をもちいて減少するとかしないとか言っているのかなと思っています。

[豊島会長]

今のご発言、皆さんうなずかれています方も多いようですが。

[熊谷委員]

私は逆に、近年農地が遊休化しているのですが、果たしてそれが必要なところであって遊休化しているのかということとそうではなくて、どうしても先代の関係でなっていると、そこでこの変更スケジュールを見させていただくと、関係市町村への意見聴取というのが一か月十分とられているということになれば、やはりこの土地は地元で必要とされている土地であるのでこのような形で出てきたのではないかと、そうすればやはり森林として活用するより農地として活用する方が、自給率を高めるためにも必要だし、その市町村の人たちの生活を守っていくためにも必要ではないかと思います。また更に、遊休地がどうという話はこの場とは別の場所でしっかりと審議して、活用していただくようにしなければならぬのではないかと、そのように受け止めました。

[事務局]（千葉環境影響評価・土地利用担当課長）

今お二人の方から発言がございましたが、実はこの変更の1番の案件については、現在農業地域であります、これが都市地域と重複することになります。今森林の減少という話もありましたが、現在の区分上は森林の減少にはならないということなんです。事実上林が下の方に見えますが、これは都市地域の中にある森林ということでございまして、事実上基盤整備で木が切られることがあるんだろうとは思いますが、地域区分とすれば森林

地域の減少ではないということです。都市地域だったのが農業の方も合わせてやるということになります。2番以降は森林地域の減少に直接かかってくるのですが、1番に関して言えばちょっと違うということです。

それから、事業の実施にあたっては、これは基盤整備事業ですから、事業サイドの方で地元への説明は再三繰り返されているものと考えております。先ほど市町村との調整についても話がありましたが、そういった事業に関する調整というのはある程度進んだうえで、この土地の利用区分の変更ということでございます。

[豊島会長]

ただいまのご説明について、いかがでしょうか。ずっと理解ができない方もいらっしゃるかもしれませんが、と言うのは、森林地域というのと、森林、林地、というのでは大きな違いがありまして、先ほど「森林は切られるかもしれませんが、森林地域については変わりません」という表現がありましたが、それはこのことなのですね。森林の実際の面積は変わるけども、大きな枠組みの中での森林地域の面積は変わりません。

[菊池委員]

資料 NO.3 の 1 ページで、面積が変わっているけどパーセントが変わらないというのはそういうことなのですか。森林地域が現行 1,175,107 で変更後が 1,175,077 になって、減少になっているにも関わらず、76.9%のままになっていますが。

[事務局] (千葉環境影響評価・土地利用担当課長)

それはですね、減り方が 30 しかないので、分母がこの単位ですと、ほとんど 0 に等しいような比率になってしまいますので、計算すると結果的に 76.9 のまま動かないこととなります。小数点第 6 位くらいだと動いているということです。

[若生委員]

土地の利用が何年も前にあって、完成した後の話であるということは、説明を聞いてようやくわかったのですが、そのあたりのことを資料にも載せて、説明と一緒に見られたほうが良いと思いました。

それから、今後岩手県はどうしていきたいのかということで、例えば畜産に比重を高めていきたいのか、そうじゃないのか、そのために果たしてそのような土地利用で良いのか、全体の食糧事情なども見たときにより良い方向に向いているのか、そこを見なければならぬと思います。単純に「食糧自給率のために草地を造成しているから OK」ではなく、本当に慎重にやらなければならない。地元の方々の要望というのはあると思いますが、例えば草地を造成しました、そうすることを地元の人たちが望みました、結果何年か経ったらそれはちょっと難しかったとなってしまう場合に、造成した土地が機能をなさなくなる

ということがないように、審議会としてそういうシステムはないと言われてしまうかもしれないのですが、そのようなことに何かしら関われないのであれば、この場に参加する意義があまり感じられないと思います。先ほどの話の中では、関係地区の方のご意見を聞く等のことは関係部局の方で十分に済んでいるということでしたが、そのような場を与えていただければ、私たちとしても参加のしがいがあると思います。

[豊島会長]

現行の仕組みの中で、ただ今のご発言を理解すると、どういうものをどう作っていくかの前に、作るべき舞台を用意するときに、五地域の中の兼ね合いを考えて、ここは良からうとか、それに関しては今日もご参加いただいている各部署が、ただ今の意見を踏まえた上で、こういうところを確保したからあとはこんな風に使ってほしい、あるいは耕作放棄地が多くなるようでは作った意味がないですから、それを食い止めるような手立てをお願いします、というのがこの場で伝わるはずなんですね。そのため各部局の方にもご出席していただいているわけです。

[岩部委員]

それについては、それぞれの個別法があり、前段は既に終わっているものなんです。農業振興地域についてはそれぞれの担当課が、農地を減らしたくないですよ、というようなことがあって、その結果がこういう形でできましたよ、ということです。国土利用計画法が上位法だということで、更にもうひとつ、親切にと言いますか、審議会の意見を聞きまじょうと、そういうことだと私は思っています。前段は色々と個々にやっていますということだと思えます。

それからもうひとつ、これについて良いか悪いかという意見を出すことにはなりますが、全く現況がわからないから不安なんですよ。現地に行かないまでも、あらゆる角度から写真をとって、こういう場所ですよということぐらいは添付しても良いのかなと思います。

[山添委員]

前にも何回かお話が出ていることですが、何年か前にはスライドで図面を説明したことがありましたよね。このような図だとよくわからないので、前のようにスライドで説明していただいた方が良かったと思います。

それから、前のお話にもありましたが、地元の自治体や住民の意見は反映されているわけですよ。地元の人がこれでいいと言うのであれば、それが第一でしょうから。それから、この説明資料ですが、変更を必要とする理由のところ、久慈の宇部のところは「農業施策の対象とすることが妥当と判断されるため」とありますが、それ以下は「林地開発により現況が森林以外の用途となったため」と書かれていますので、つまり「追認してくれ」ということなんですよ。それは仕方ないとしても、説明として欲しかったのが、「森

林以外の用途」とは何なのかというところで、例えば 2 番は運動公園用地、その下は変電所用地、以下畜産事業用地や農業用地となっていますが、この辺の部分はもう少し説明が必要だと思います。

[豊島会長]

表示している内容がたくさんありすぎるということもあるかと思いますね。

[事務局] (千葉環境影響評価・土地利用担当課長)

先ほども言ったように、パワーポイントで説明していたことがあったようですので、今のやり方だと分かりづらいということであれば、次回からそのようなやり方も検討させていただきます。

それから写真についても、これはいわゆる航空写真なのですが、我々事務局は一応現地に行っておりますので、脇や平面から撮った写真も少なくとも 1 枚くらいはお出しすることも考えさせていただきます。

[井良沢委員]

確認させていただきたいのですが、例えば 16 ページ・17 ページだと、縮小した正確な形と言うのは、どの図形なのでしょう。16 と 17 ページでは、17 ページが形としては正しい図面なのですか。

[事務局] (小山主任)

17 ページの設計図については、今回のこの事業区域、採草放牧地及び畜舎等を作る全体の区域の図ということです。16 ページの方は、もともと森林地域として指定されていたところが黒い線で囲まれた部分で、森林地域に指定されていない部分も事業区域内にあったということです。

[井良沢委員]

17 ページの図の白い部分がありますが、これは何か意味があるのでしょうか。

[事務局] (小山主任)

それはまた別のものです。

[井良沢委員]

それでしたら、衛星写真に図を区域を落とし込むような図面にしてはどうでしょうか。

[事務局] (千葉環境影響評価・土地利用担当課長)

16 ページにある黒線を、写真の方にもフリーハンドでも落とすということにすれば、もう少しわかりやすくなるかと思しますので、今後考えさせていただきたいと思います。

[井良沢委員]

それから、資料 4 の説明で、森林の減少は 18 年度の減少は開発が原因と言っていました、今後はあまり開発はないだろうということで、それでも今後 36 くらいずつ減っていくということなんですよ。資料 1 の時の説明では林道が作られるために減少するようなことを言っていました、減少の理由について改めて聞かせていただきたいのですが。

[事務局] (千葉環境影響評価・土地利用担当課長)

確かに森林地域の減少の要因としては、林道を作ることによって減るという説明をいたしました。実際にはそうでない要因も含めて、ということでございます。

[井良沢委員]

開発など色々含めてということですね。

[事務局] (千葉環境影響評価・土地利用担当課長)

はい。それで、トータルで言いますと 12 年間で 700ha の減少まではやむを得ないとして、2 年前に計画が決まっております、それに対して現在少し減りすぎているのが、今後の展開次第でちゃんと追いつくだろうという期待の下の資料でございます。

[豊島会長]

我々がしっかりチェックしていかなければならないわけですね。「結果としてこうなってしまった」では意味がないので、それは実施する前の部局間の調整、というのが実際あって、開発しすぎではないかとなったら必ずその段階で修正がされてからこの審議会に出てくるという仕組みになっています。

[市原委員]

資料 NO.3 の案件 4 なのですが、養鶏場を作ったということですが、ここは森林地域から白地地域になるという説明がありましたが、農業地域ではなく白地地域となるのはどうしてなのでしょうか。

[豊島会長]

森林地域減少の理由としては農業利用なので、抜けたところがどうして農業地域に加算されないのか、というご質問ですね。

[事務局] (千葉環境影響評価・土地利用担当課長)

10 ページの図をご覧くださいと、実は農業地域が近くまで来ていることがおわかりになるかと思います。もう少し農業地域を拡大して、ということも考えられるかもしれませんが、そうすると飛び地になってしまいますので、すぐには難しいのかと。そこで、先ほどのお話にもありました通り、事前の調整会議のような場で調整をすることになってくると思います。農業地域の拡大というのがひとつですし、都市地域をここに持ってくるのは少し難しいかと思いますが、可能性としては色々あります。

また、白地地域にはなるべくしないよという話があるわけですが、今のところは畜産用地が正常に運営されていくのであれば、仮に白地地域であっても他用途への転用はあまり想定されません。ただ、何らかの理由で経営がうまく行かず放置されるようなことがあれば、各個別規制法では一切手が出せないということになりますので、その心配はあります。ここが公共用地等であれば、自治体が責任を持ってやってもらえるのですが、今回は民間ですので。今回は残念ながら白地地域が 10ha 増えてしまったということです。

[豊島会長]

そうしますと、基本的には白地地域、つまり個別規制法が適用されないところが増えていかなないようにしないと、つまり何をされるかわからないということです。この場合はできているものが畜産関係であるということですが、もしこれが経営が傾きかけていこうだ、経営破綻したようだという段階では、どこかに転用される恐れもあるわけですから、その段階で区域指定を考えるという方策になるのでしょうか。

[事務局] (千葉環境影響評価・土地利用担当課長)

その可能性はあります。特にそうなった場合は競売にかけられたりして、誰が落札するかわからんということになりますので、そこは正に部内の関係課で落としどころを探っていくことになります。

[熊谷委員]

今日初めて参加しまして、それこそ昨日資料を見せていただきましたが、どのようになっているのかというのが、説明を聞けばわかったのですが、説明を資料に書くということはいけませんでしょうか。例えば「ソバ畑の造成で森林地域が縮小してこのようになった図面ですよ」というようにしてもらえれば、前もって理解できますので、できる範囲で良いですのでお願いしたいと思います。

[事務局] (千葉環境影響評価・土地利用担当課長)

それにつきましては、そもそも資料が直前に着くというのが良くないのですが、補足を文言で説明するようなことを今後していきたいと思います。いわゆる早わかり的なものを

補足していきたいと思います。

[高橋委員]

2つ確認したいことがあるのですが、一つは委員の分野が非常に幅広く選任されていますが、山林、森林の場合は、水産業のからみとか、水産部門とのコンセンサスのとり方というのはどうしてきたのか、進めてきた中でどの時点でコンセンサスをとってきたのかということを確認したいのが一点です。

また、先ほど井良沢委員からもございましたが、林道整備による森林の減少についてなのですが、昨年11月に森林・林業再生プランが報告されて、1haあたり100mの林道という大きな構想がございますが、そういったところがこの7k㎡の森林減少に織り込まれているのか、あるいは今後それを織り込んで修正していくのかを確認させていただきたいと思います。

[事務局] (千葉環境影響評価・土地利用担当課長)

まず一つ目ですが、国土利用計画岩手県計画では「農山漁村」という地域の区分がありまして、つまり漁業・水産業の方も含めて書いてありますが、いわゆる五地域の方では、「水産地域」や「漁業地域」なる言葉はございません。というのも、県土利用を考えるときに土地をもとにして考えるので、漁家の方が利用するのは宅地部分だけで、あとは海がほとんどになるかと思っておりますので、国土を考えたときに水産あるいは漁業と言う観点からは、なかなか独立した形では出せないということで、いわゆる五地域の方では特に出てこないということです。ですから、漁家の方が使う土地と言うのは区分上は宅地扱いということで整理されているわけです。したがって、分野としても漁業分野の委員は選任していないということです。

2点目の森林の計画ですが、もとになっている国土利用計画岩手県計画は、平成19年から改定の作業をやっておりまして、それまでの考え方に基づいて数字等を織り込んでおりますので、当時はそれほど大きい林道については想定されていなかったかもしれません。これが相当重大な影響があるということになれば、計画自体の変更ということも可能性としてはございます。29年为目标年ですが、それまでまだ何年もありますので、当時想定されなかった形での変更の動きがあるということがはっきりしてくれば、検討の必要があるということです。

[高橋委員]

もうひとつ追加なのですが、水産部門のことなのですが、森林の扱いによっては水産業の養殖等への影響も十分考えられると思うのですが、そういうことに関する水産部門の意見のやりとりというのはどのようにしているのでしょうか。

[事務局] (千葉環境影響評価・土地利用担当課長)

国土利用計画岩手県計画を策定した時点では、県では農林水産が一体で一つの部になっていますから、そちらの方に意見照会、調整をした上で策定しております。ですが、いわゆる五地域の土地利用基本計画については、今日参加しているメンバーの中にも水産分野の者はおらず、そのところは確かに委員のおっしゃるような水産部門との調整が必要になる場合もあるかと思いますが、直接はメンバーに入っておりません。いずれさっきの国土利用計画岩手県計画第四次の、資料 NO.1 の本文の 3 ページに文言上は書いてございまして、要は森林の中に含めた形だということです。

[高橋委員]

「海域と陸域との一体性に配慮」というようなことがありましたので、意見の調整とかはされているのかなと思いましたが、その確認でした。

[豊島会長]

林地開発許可制度において実際の森林が転用される、その段階において審査があつて、そこで水産部門の方々もその林地開発が良いかどうか調整が図られると、具体的に土地利用の調整が図られるとしても、地域としての調整はどうなるのでしょうか。

[事務局] (千葉環境影響評価・土地利用担当課長)

個別法の許認可の審査の中では当然そういうことも行われます。

[若生委員]

国土利用計画岩手県計画の中で、「県土利用の質的向上」ということも掲げられていますが、「質的向上」を考える中で、森林については、それ以外の地域の、山だけでなく川や海までつながっていると、そういうところも非常に重要になってくると思います。計画を作るにあたっては、参加している委員が関わってできあがっている計画であつて、そこを繰り返し徹底的に練って、どのような中身になっているのかというのを考えて作っていくというのは必要だと感じていましたので、今のご質問に対して、事務局からそのような流れがあつたことや、中身の役割について説明が一言あれば、良かったのだらうと思います。

[豊島会長]

「量」については第一段階として適切でなければなりません、次の段階として「質」というところのためにどうしていくかというのは、この審議会が半分、それぞれの担当部局が半分担う部分だと思います。

今回森林地域が減少する地域が並んでいますが、それを全部足して合わせると森林地域の減少の量は、このグラフで見ると十分想定内であると見てよろしいですね。

[事務局] (千葉環境影響評価・土地利用担当課長)

そのような説明をしたつもりでございます。この10数年間の計画では、少し先食いをしてしまっていますが、それがだんだん追いついてきており、想定以上の減少は今のところないと考えています。

[豊島会長]

審議会の判断基準として一番依って立つところは何なのかと言うと、一番明確なのはこの目標値に向けてまっすぐ行っているかどうかということです。

[菊池委員]

資料1の国土利用計画本文の15ページに表がありますよね。平成17年と平成29年を比較した表がありまして、森林が減って、農地も減って、道路だけ増えているようですが、これはやはり林道のためなのでしょう。

[事務局] (千葉環境影響評価・土地利用担当課長)

はい、道路の中に林道も含まれます。

[菊池委員]

まだ作るのか、という感じがしますが。計画の策定もこの審議会の役割に含まれていてこのような数値が出ているのだらうと思いますけども。

[事務局] (千葉環境影響評価・土地利用担当課長)

狭いところの拡幅等も含めた数値ですので、このようになっております。

[菊池委員]

いずれ農地も森林も減っていくのに、道路と宅地が拡幅ということで増えていくんですね。

[事務局] (川守主査)

道路の内訳というのは今資料を持ち合わせておりませんが、かつてのような大きい道路、新規の道路はあまり見込まれておりませんが、狭い道路の拡幅等や、林道も全て含めてこのような見込みになっております。

[菊池委員]

先ほどの案件の説明では農業地域が増えるというお話でしたが、この表では農地は減に

なっていますが。

[事務局] (千葉環境影響評価・土地利用担当課長)

短期的に増えることはあり得ますが、昨年の審議会でも農地はやはり減っております。

[菊池委員]

全体的には減っているけども、今回に関しては森林を減らしてまでも農地を増やすということなんですね。

[事務局] (千葉環境影響評価・土地利用担当課長)

ご覧になっているのは 15 ページですね。15 ページの表は地域別の表であり、トータルのものは 11 ページに載っておりますけども。

[菊池委員]

これを見て 17 年と 29 年を比較したときに、農地はどの地域でも減少の方向に行っていて、森林も減少、唯一道路だけが多くなると、宅地も増加のようですが、29 年というともうすぐのように感じますが、たまたま岩手県の人口減少についての記事が日報に載っていたのを見たので言うのですが、この計画は何を踏まえてこうなったのかわからないのですが、人口減少を踏まえたときにこれで良いのかなと。この場で言うことではないのかもしれませんが。

[豊島会長]

そのあたりは、次の「報告事項」の時に資料 NO.5 で説明があるかと思います。どういう状況が予想されるからこのような動向が見込まれたのかという説明があるかと思いますので。

[菊池委員]

先走ってしまいすみません。わかりました。

[豊島会長]

さて、この 8 件の案件ですけども、いずれも地元市町村の意向は反映されている、目標値と比べても減少の程度は相当だと思われる、という 2 点が判断基準になるかと思います。先ほどご意見をちょうだいしましたように、現場がこういう状況で、というそこまでは我々も手が届かないのですが、2 点については確実であるという思いです。そういったところを中心に判断いただきまして、答申をしたいと思うのですが、先ほどの 2 点がクリアされていますことから、この森林地域の減少、農業地域の拡大を含む原案を適当と認める答申

をしたいと思いますが、いかがでしょうか。ご了承いただけるでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。念のため確認したいのですが、もし巨大な面積の案件がこの審議会に出てきて、市町村の意向も良しとなっており、さらに個別の部局の意見としても良しとしているときに、この面積の変更では計画通りいかないというときには、「否」とすることもあり得るのですよね。

[事務局] (千葉環境影響評価・土地利用担当課長)

理論上はございます。

[豊島会長]

そうですね。そうなる前に、部局間の調整を図って、計画から逸脱しないような案件がこの審議会に出てくるはずであると理解してよろしいですね。

[事務局]

はい。

[豊島会長]

では、以上で土地利用基本計画(計画図)の変更についての審議を終わります。

5 報告事項

[豊島会長]

続きまして、報告事項として2つありますので、事務局から説明をお願いします。まずは(1)の利用区分別面積の推移についての説明をお願いします。

(1) 利用区分別面積の推移について

[事務局] (川守主査)

(説明)

[豊島会長]

ありがとうございました。前段では「～地域」というものの面積についてでしたが、今度は具体的な、「森林」、「農地」、「宅地」などの土地利用の項目ごとの変化について説明をいただきました。冒頭、国土利用計画岩手県計画(第四次)の説明があったときに、この計画の狙いは「自然的土地利用の減少抑制と、県土利用の質的向上」だということがあって、今のグラフを見る限り「自然的土地利用の減少抑制」はしっかり図られていると、安心したところであります。あとは、ご意見出ましたけども、「質的向上」、ここをいかに具

体化していくのが課題であると感じました。皆様からご質問ございませんか。

ないようですので、次に五地域担当各課からの現状報告をお願いしたいと思います。

(2) 五地域担当各課からの現状報告

[事務局] (農業振興課 高橋農地・交流担当課長)

(説明)

[豊島会長]

ありがとうございました。続いて森林整備課からお願いします。

[事務局] (森林整備課 山本技術主幹兼計画担当課長)

(説明)

[豊島会長]

ありがとうございました。ただ今のご説明に対して、ご質問等はございませんか。

ないようですので、6のその他に移ります。

6 その他

[豊島会長]

委員の皆様から何かございませんでしょうか。事務局からはございませんか。

[事務局] (千葉環境影響評価・土地利用担当課長)

1点だけ、今後の審議会開催の見通しですが、今年度については開催はございません。来年度につきましては、今年と同じくらい、1月の末から2月の頭くらいに1回開催したいと思います。その他に開催の案件は今のところございませんので、来年度に1回あるということでもよろしくお願ひしたいと思います。

[長澤委員]

資料に関して要望なのですが、資料5の推移を示すグラフですが、ほとんど赤い線が隠れてしまっていますので、意味がないと思うんですね。縦軸をもう少し大きくとって、変化が読み取れるようなグラフを作っていただきたいと思います。

それから、大きく面積に変化があった時に、どのような施策を行って、それが土地利用に関してどういう効果を生んで次につながっているとか、あるいは効果がなかったとか、そういったことが読み取れないと、土地利用の動きに関しては決定打がないんですけど、施策に関しては意見を言える審議会だと思うので、その辺の原因と結果が読み取れないと、全然意見が言えないなど改めて思いました。

ですから縦軸のスケールを大きくするというのと、施策との関連を、グラフに関して要望でした。

[事務局] (川守主査)

グラフに関しましては、もう少し工夫させていただきたいと思います。

それから、この審議会での意見については、特に施策の問題についてはすぐに「来年はこうする」ということはできないかと思いますが、当然このグラフを毎年報告する中で、どうも計画に沿わないような状況になってきた場合に、ご意見をいただいた中で、五地域の担当課としてもできるだけ反映させるような形にしたいと思いますので、是非とも忌憚のないご意見をいただきたいと思います。

[豊島会長]

政策的に緩和したり、きつくしたりというだけでずいぶん変わってきますので、もしそういういった施策的な変化がありましたら、それも踏まえてご説明していただくということですね。

その他にはございませんか。

[菊池委員]

農地が逆に森林に変更される場合もあるのですか。今回は森林もあるところを農地にということですが、逆に農地に木が生えてきたような場合に、森林に区分するというのもあるのでしょうか。

[事務局] (川守主査)

森林については現況として森林の状態になっていますが、もともとは農地法上の農地ということになりますので、木があるからすぐに森林区分になるということではございません。また、もう森林には戻せないという場所もあるかと思います。森林になっていても、自給率を高めるために農地として活用していくということもありますので、どちらになるかというのは地域によって考え方が異なるということです。

[事務局] (吉田総括課長)

基本的には農地を森林には簡単にできないと考えて良いと思います。

[菊池委員]

今は農地と森林で比較しましたが、開発目線でなくて、今後は元に戻す目線になっていくのかな、という考えがあったのでお聞きしました。開発が増えて森林が減っていくという方向でなくて、もとの土地に戻していくことで、森林や原野が増えたりすることもある

のではないかと思いますので。

[熊谷委員]

国土調査は何年に一回行われているのでしょうか。国土調査では農地に木が生えていたりしたときは転換するということが行われているのではないですか。

[事務局] (吉田総括課長)

何年に一回ということではなくて、一回やっているかないかということです。やっていないところもたくさんあって、今順番にやっているという状況です。

[事務局] (千葉環境影響評価・土地利用担当課長)

それとは別に「農林業センサス」というものが10年に一回ありまして、そこでどのような状況になっているのか知るチャンスは一応あります。今日は担い手の話で資料が出ていましたが、農地とか林地はまだ集計が終わっていないようです。

[事務局] (川守主査)

先ほどの農地の林地への転用のお話で、担当課から若干補足をさせていただきます。私からは一般的な話をいたしました。実際これからどう考えているかということもあるかもしれませんので。

[事務局] (森林整備課 山本技術主幹兼計画担当課長)

先ほど農地と森林のお話ですが、農地として使われていない耕作放棄地に、自然に木が生えてきた場合にどうするかということなのですが、私ども森林計画の方では、空中写真、今は衛星画像写真と言いますが、それを見ながら現況森林を森林として組み入れていきます。ただ、耕作放棄地等に木が生えているからといってすぐに森林計画対象森林として組み入れることができるかという、できません。どうしてかと言うと、農地を管理している農業委員会の方に、「ここを森林にして良いか」という協議をさせていただいて、「今はこういう状況になっているがやはりここは農地として活用すべき土地なので森林に組み入れては困る」と言われた時には、森林計画対象森林にはしません。ただ、所有者の方が「ここは森林にしたい」と言っていて、農業委員会も良しとすれば、私どもの方で森林に組み入れることとなります。そうなれば森林の面積が増えてくるということもあり得ます。今までずっと森林の面積が減少することが話題になっておりまして、森林を守る立場からしても困ったことだと思っているのですが、森林は、田んぼに変更するときに、森林計画制度の中にも小さく書いてありますが、民有林の中に保安林と保安林以外の普通林があります。保安林であれば、森林以外のものに転用するときに保安林の「解除申請書」というものを提出していただいて、ここで審議をいたしまして、場合によっては、森林審議会で

十分審議をした上で、森林にしておいた方がいいのか、他のものに転用して使った方が公益性が高いのか比較をした上で、転用した方が公益性が高いと認められたときには解除になります。普通林であれば、ここに書いてありますように、森林法第 10 条の 2 で開発行為 1ha を超える、資料には「1ha 以上」と書いてありますがこれは間違いです、1ha を超える開発行為をするときには、林地開発の許可が必要になります。その許可を与えるときにも、規模にもよりますが、森林審議会で十分審査をしまして、森林以外のものに転用して使っても差し支えないと認められたときには、森林以外のものになります。それは道路であったり、工場用地や鶏舎であったり、農地の場合もあります。このような制度で転用が許可されることになります。

[豊島会長]

土地利用には、それぞれの部局がそれぞれの法律に基づいてやる部分がありますので、それこそ横の連携が重要になるわけですね。

7 閉会

[豊島会長]

さて、時間もだいぶ長くなってしまいましたので、このあたりで本日の議事を終了したいと思います。今後、事務局におかれましては、説明資料の更なる工夫を考えていただければと思います。

本日はご協力いただきましてありがとうございました。長時間お疲れ様でした。以上をもちまして、第 54 回岩手県国土利用計画審議を終了いたします。